

国立大学法人富山大学杉谷キャンパス計量管理規定

(目的)

第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき、国立大学法人富山大学杉谷キャンパス（附属病院を除く。以下「本キャンパス」という。）における法第61条の3第1項に定める国際規制物質の使用の承認（法第76条及び国立大学法人法施行令第22条に基づく。）を得たすべての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理責任者)

第2条 本キャンパスにおける核燃料物質の計量管理のために、計量管理責任者を置くものとする。

2 計量管理責任者は、富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット長とする。

3 本キャンパスにおける計量管理は、計量管理責任者の総括の下に行う。

(管理委員会)

第3条 本キャンパスにおける核燃料物質の計量管理に関する事項についての審議及びその実施に関する指導及び助言については、[富山大学杉谷キャンパス放射線管理委員会規則](#)第1条に定める放射線管理委員会（以下「管理委員会」という。）が行う。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第4条 本キャンパスにおける核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、共同利用研究棟 核燃料物質取扱室（以下「取扱室」という。）の全体をもって設定し、計量管理は、このMBAを基礎として行う。

2 取扱室のMBAの符号は、KSNSとする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度、在庫変動記録に記録するものとする。

(消費、損失等に関する手続)

第6条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回在庫変動記録に記録するものとする。

(事故損失に関する手続)

第7条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度、数量を確認し、在庫変動記録に記録するものとする。

(記録)

第8条 計量管理責任者は、第5条から第7条の在庫変動記録を10年間取扱室に保存するものとする。

2 在庫変動記録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第9条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫記録を毎月1回記録し、10年間取扱室に保存するものとする。

(報告)

第10条 計量管理責任者は、法第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第7条第21項に定める核燃料物質管理報告書を、毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について作成し、学長及び管理委員会に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告書をそれぞれ当該期間の経過後1月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この規定の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

この規定は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年7月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。